

浜松市道路掘り返し対策指針

(目的)

第1条 道路の掘り返し工事を抑制することにより、道路構造の保全並びに円滑な交通を確保することを目的とする。

(方針)

第2条 工事の施行時期等について、合理的な調整を関係機関と図るとともに、工事情報の広報に努める。

(道路掘削抑制)

第3条 道路の掘削を伴う占有は、一定の要件を満たす舗装工事について、施工後5年間制限する。

2 歩道が整備された道路の車道部については、掘削を伴う道路の占有を認めないものとする。

(制限の免除)

第4条 次の各号に掲げるものについては、道路の掘削の制限を免除することができる。

(1) 上下水道等の引込管埋設工事で、同調工事として調整されたもの。

(2) 市長が特にやむを得ないと認める場合。

(周知等)

第5条 道路の工事等を施工するときは、関係者等に工事の概要、道路占有の制限並びに交通規制状況を周知するものとする。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。